

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

防1-8

頁	現 行	修 正 案	修正理由
112	<p>1 屋内退避 (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。 <p>(略)</p>	<p>1 屋内退避 (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。 <p>(略)</p>	原子力災害対策指針改正に伴う修正
112 113	<p>2 避難又は一時移転 (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。 <p>(略)</p> <p>また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民はもとより、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。<u>(追記)</u></p>	<p>2 避難又は一時移転 (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> PAZにおいては、原則として施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を即時に実施しなければならない。 <p>(略)</p> <p>また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避</p>	原子力災害対策指針改正に伴う修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

防1-8

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に<u>退避できる施設</u>となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。</p> <p>(出典：原子力災害対策指針)</p>	<p><u>難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射性防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。</u></p> <p>また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に<u>屋内退避できる施設</u>となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。</p> <p>(出典：原子力災害対策指針)</p>	
113	<p>第3 避難等の<u>勧告又は指示</u>の判断基準</p> <p>避難等の<u>勧告又は指示</u>の判断基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 避難等の<u>指示等</u>の判断基準</p> <p>避難等の<u>指示等</u>の判断基準は、次のとおりとする。</p>	原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）改正に伴う修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

防1-8

頁	現 行	修 正 案	修正理由
113 114	第4 避難等の実施 <u>(追記)</u>	第4 避難等の実施 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。</u>	府地域防災計画原子力災害対策編改定に伴う修正
	1 屋内退避 (1) 情報伝達の実施 ア 国の災害対策本部長（内閣総理大臣）が、屋内退避の <u>勧告又は指示</u> を実施することとした場合は、ただちにUPZ内の住民をはじめ該当地域内にある者（以下「住民等」という。）に対する屋内退避の <u>勧告又は指示</u> を行うとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避の <u>勧告又は指示</u> を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。さらに、自衛隊、京都府警察本部等の関係機関に <u>勧告又は指示</u> の内容を伝達し、必要に応じ協力を要請する。 イ （略） (ア) 総合企画部 a 新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関に対して、屋内退避の <u>勧告又は指示</u> を行った旨を連絡するとともに、報道に	1 屋内退避 (1) 情報伝達の実施 ア 国の災害対策本部長（内閣総理大臣）が、屋内退避の <u>指示等</u> を実施することとした場合は、ただちにUPZ内の住民をはじめ該当地域内にある者（以下「住民等」という。）に対する屋内退避の <u>指示等</u> を行うとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避の <u>指示等</u> を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。さらに、自衛隊、京都府警察本部等の関係機関に <u>指示等</u> の内容を伝達し、必要に応じ協力を要請する。 イ （略） (ア) 総合企画部 a 新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関に対して、屋内退避の <u>指示等</u> を行った旨を連絡するとともに、報道について	原災法改正に伴う修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

防1-8

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>ついて協力を依頼する。</p> <p>b インターネット等の情報通信手段により、屋内退避の<u>勧告又は指示</u>の内容を広報する。</p> <p>(イ) 区本部</p> <p>a 電話等により、住民等に対し屋内退避の<u>勧告又は指示</u>の内容を伝達する。</p> <p>b 関係する自主防災組織に対し、屋内退避の<u>勧告又は指示</u>の内容を伝達するとともに、住民等への伝達を要請する。</p> <p>(ウ) 消防部</p> <p>a 消防車両、ヘリコプター等により、住民等に対し屋内退避の<u>勧告又は指示</u>の内容を伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>協力を依頼する。</p> <p>b インターネット等の情報通信手段により、屋内退避の<u>指示等</u>の内容を広報する。</p> <p>(イ) 区本部</p> <p>a 電話等により、住民等に対し屋内退避の<u>指示等</u>の内容を伝達する。</p> <p>b 関係する自主防災組織に対し、屋内退避の<u>指示等</u>の内容を伝達するとともに、住民等への伝達を要請する。</p> <p>(ウ) 消防部</p> <p>a 消防車両、ヘリコプター等により、住民等に対し屋内退避の<u>指示等</u>の内容を伝達する。</p> <p>(略)</p>	
114	<p>(2) 避難時集合場所の開設準備</p> <p>屋内退避の対象区域を含む区の区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、事態の進展に伴う避難及び一時移転の<u>勧告又は指示</u>に備えるという観点から、必要に応じ、原則として市地域防災計画資料編「資料2-3-6-1」に定める避難所（以下「避難所」という。）又はあらかじめ指定した施設の中から、避難及び一時移転をするために一時的に集合する場所（以下「避難時集合場所」という。）を開設するための準備を開始する。【別紙】</p>	<p>(2) 避難時集合場所の開設準備</p> <p>屋内退避の対象区域を含む区の区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、事態の進展に伴う避難及び一時移転の<u>指示等</u>に備えるという観点から、必要に応じ、原則として市地域防災計画資料編「資料2-3-6-1」に定める避難所（以下「避難所」という。）又はあらかじめ指定した施設の中から、避難及び一時移転をするために一時的に集合する場所（以下「避難時集合場所」という。）を開設するための準備を開始する。【別紙】</p>	原災法改正に伴う修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

防1-8

頁	現 行	修 正 案	修正理由
114	(3) 屋内退避の <u>勧告又は指示時の</u> 住民等への指導事項は、次のとおりとする。 (略)	(3) 屋内退避の <u>指示等を行う際の</u> 住民等への指導事項は、次のとおりとする。 (略)	原災法改正に伴う修正
115	2 避難又は一時移転 (9) 避難及び一時移転の <u>勧告又は指示時の</u> 住民等への指導事項は、次のとおりとする。 (略)	2 避難又は一時移転 (9) 避難及び一時移転の <u>指示等を行う際の</u> 住民等への指導事項は、次のとおりとする。 (略)	原災法改正に伴う修正
116	第6 避難等の解除 1 屋内退避の <u>勧告又は指示</u> の解除 本部長は、屋内退避の <u>勧告又は指示</u> を解除したときは、屋内退避指示等の伝達の要領に準じ、屋内退避指示等を解除した旨を伝達する。 2 避難及び一時移転の <u>勧告又は指示</u> の解除 (1) 本部長は、避難及び一時移転の <u>勧告又は指示</u> を解除したときは、避難及び一時移転の <u>勧告又は指示</u> の伝達の要領に準じるとともに、必要に応じ自力での帰宅が困難な避難者を避難時集合場所等へ輸送するための車両を手配し、輸送する。	第6 避難等の解除 1 屋内退避の <u>指示等</u> の解除 本部長は、屋内退避の <u>指示等</u> を解除したときは、屋内退避指示等の伝達の要領に準じ、屋内退避指示等を解除した旨を伝達する。 2 避難及び一時移転の <u>指示等</u> の解除 (1) 本部長は、避難及び一時移転の <u>指示等</u> を解除したときは、避難及び一時移転の <u>指示等</u> の伝達の要領に準じるとともに、必要に応じ自力での帰宅が困難な避難者を避難時集合場所等へ輸送するための車両を手配し、輸送する。	原災法改正に伴う修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

防1-8

頁	現 行					修 正 案					修正理由
118	別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 (人口等は、 <u>令和2年10月1日</u> 住民基本台帳による)					別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 (人口等は、 <u>令和3年10月1日</u> 住民基本台帳による)					時点修正
行政 区	地 域	世 帯 数	人 口 (人)	避 難 時 集 合 場 所 の 名 称	避 難 退 域 時 檢 查 場 所 等 (所在地)	行政 区	地 域	世 帯 数	人 口 (人)	避 難 時 集 合 場 所 の 名 称	避 難 退 域 時 檢 查 場 所 等 (所在地)
左 京 区	久多	50	86	(略) (略) (略)	(略)	左 京 区	久多	51	85	(略) (略) (略)	(略)
	広河原	38	117	(略) (略) (略)	(略)		広河原	37	116	(略) (略) (略)	(略)
右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	44	74	(略) (略) (略)	(略)	右 京 区	京北上 弓削町 上川行 政区	46	73	(略) (略) (略)	(略)
※1 京都市が準備する簡易検査場所候補地 ※2 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地 ※3 京都府立ゼミナールハウスが避難退域時検査場所として開設されない場合等 ※4 京都市が準備する避難先候補地											

上記新旧対照表に記載したもの以外にも、次の語句について字句修正を行う。

○ (形式名詞として使用されている) 時 ⇒ とき